

仕様書（案）

1 件名

大田区学校プールのあり方策定支援業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

3 履行場所

教育総務課

4 業務の目的

大田区（以下「区」という。）が所管する小学校及び中学校（以下「学校施設」という。）に設置されているプール施設については、その多くが老朽化等により機能更新が必要な時期を迎えている。

プールの機能更新や維持管理・運営等には多額の費用を要する一方、その利用についても、昨今の猛暑等の異常気象の影響により、水泳授業が中止になる回数が増加するなど、水泳授業の計画的な実施にも課題が生じている。

本業務は、学校施設におけるプールのあり方について、プールシェアのモデル事業の実施結果等を踏まえて、効率的・効果的な整備手法やプールシェア導入に関する検討を行い、学校施設におけるプール整備等の中長期的な方針である「大田区学校プールのあり方について」の策定に向けた、情報収集、比較検討、提案等を行うことを目的とする。

5 業務内容

(1) プールシェアのモデル事業の実施結果分析

「大田区におけるプールシェア導入の検討方針」に基づいて、令和6年度に実施した、プールシェアのモデル事業の実施結果について分析する。

(2) プール整備事例研究

プール整備やその運用について、文部科学省の過去の資料や近年プール整備等を実施した近隣他自治体の先進的な事例を調査し、その効果や課題について研究し、とりまとめる。

(3) 学校プールのあり方検討業務

ア 学校プールの現状について、区が提供する資料等をもとに、その維持管理コストや、プールの水質管理等の運用における課題について分析する。

イ プール施設の整備方法について、屋外プール、室内温水プール（期間限定利用・通年利用）それぞれの、プールサイズ等の仕様、整備費、修繕費（塗装、ろ過装置等）、維持管理費（光熱水費等）、運営委託経費について試算し、ライフサイクルコストや課題等について検討し提案する。

ウ プールの整備方法別に、近年の気象条件や学校の実情等を踏まえて学校がどの程度の期間利用可能か、また一般開放を行った場合の利用可能期間、管理運営方法、コスト等について検討する。

エ 屋外プールの遮熱対策について、その手法や効果、コスト等について検討し提案する。

オ プールに付随する設備（ろ過器、受水槽、水位調整槽、水位調整床等）について、効果やそのコスト等について比較検討する。

カ 既存屋外プールの撤去費用等について検討する。

キ 学校プールの管理業務に関する教師等の負担を軽減するための取組について、管理委託や自動給水装置設置等の手法やそのコスト等について比較検討する。

ク 学校プールについては、災害時の生活用水や消火用水としての役割も期待されているため、プールを設置しない学校における対応等について法的な課題も含めて検討する。

ケ 水泳の授業におけるインストラクターの指導補助について、区が提供するプールシェアのモデル事業の実施結果や他自治体の導入事例等について情報収集しコスト等について取りまとめる。

(4) プールシェア等の検討及び共同利用候補校の選定

複数校によるプールシェアを実施した場合の課題や、実施する場合のプール整備方法、移動手段や移動可能な範囲、そのコスト（バスを借りた場合等）、一般開放を行った場合の課題、整備や既存プール撤去等の想定スケジュールについて検討する。また、その検討結果等を踏まえてプールシェアにおける共同利用プールを設置する候補校を選定する。

(5) 学校プール以外を活用した運営についての検討

既存の区営プールや民間プールを活用した、プール授業の実施について、その利用の可能性やコスト等について調査検討する。

(6) その他

打合せは定期的に行うとともに必要に応じて臨時に行うものとする。
なお、打合せの議事録はその都度作成する。

6 成果品

(1) 各業務内容の報告書 10 部

(2) 上記報告書電子データ（PDF 及び区が編集可能なファイル形式）

(3) 打合せ議事録及び区担当者が指示し取得した資料等

7 貸与資料

- (1) 施設台帳
- (2) 「プールシェアのモデル事業」関係資料
- (3) 大田区学校改築標準設計仕様書
- (4) 本業務の実施に当たり保有する図書及びその他関連資料

8 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに区と協議しその指示に従わなければならない。

9 設計資料の貸与及び返却について

- (1) 受託者は、業務に必要な基準等で区が貸与可能と判断したもの（以下「設計資料」という。）については、区から借り受けることができる。
- (2) 受託者は、設計資料を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、紛失又は損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において代品を納め若しくは原状に復し返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- (3) 受託者は、設計業務完了前に区へ設計資料を返却しなければならない。

10 秘密の保持

- (1) 受託者は、本委託に基づき知りえた情報を区以外の第三者に漏らしてはならない。
- (2) 個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を遵守すること。

11 検査

- (1) 受託者は、委託者に対して業務の完了を委託完了届により通知するときまでに委託に係る書類を提出しておかななければならない。
- (2) 受託者は、検査日等の通知があった場合は、その検査に立ち会わなければならない。
- (3) 検査員は、区担当者及び管理技術者の立ち会いのうえ、検査を行うものとする。

12 支払方法

検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

13 その他

- (1) 受託者は、区の委託目的を十分に理解した上作業にあたること。
- (2) 受託者は、区の求めに応じて会議・打合せ等に参加するものとする。
- (3) 雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (4) 業務の実施にあたり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (5) その他、本委託に関して必要な事項は区と受託者の協議により決定するものとする。